

。厚生労働省告示第九十四号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、複数手術に係る費用の特例を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用し、複数手術に係る費用の特例（平成十八年厚生労働省告示第百十七号）は、同年三月三十一日限り廃止する。

平成二十二年三月十九日

厚生労働大臣 長妻 昭

複数手術に係る費用の特例

一 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表の第2章第10部に規定する別に厚生労働大臣が定める場合における費用の額の算定方法

(1) 同一手術野又は同一病巣につき、別表第一の上欄に掲げる手術とそれぞれ同表の下欄に掲げる手術とを同時に行つた場合は、主たる手術の所定点数と従たる手術（一つに限る。）の所定点数の百分の五十に相当する点数とを合算して算定する。

(2) 同一手術野又は同一病巣につき、別表第二に掲げる手術を二以上同時に行つた場合の所定点数は、主たる手術の所定点数と従たる手術（一つに限る。）の所定点数の百分の五十に相当する点数とを合算して算定する。

二 診療報酬の算定方法別表第二歯科診療報酬点数表の第2章第9部に規定する別に厚生労働大臣が

定める場合における費用の額の算定方法

同一手術野又は同一病巣につき、別表第三の上欄に掲げる手術とそれぞれ同表の下欄に掲げる手術とを同時に行った場合は、主たる手術の所定点数と従たる手術（一つに限る。）の所定点数の百分の五十に相当する点数とを合算して算定する。

別表第一

K 0 1 5	皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術	その他の手術
K 0 1 6	動脈（皮）弁術、筋（皮）弁術	
K 0 1 7	遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）	
K 0 1 9	複合組織移植術	
K 0 2 0	自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）	
K 0 2 1	粘膜移植術	
K 0 2 1・2	粘膜弁手術	
K 0 2 2	組織拡張器による再建手術（一連	

につき)					
K033	筋膜移植術				
K611	抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔				
	内持続注入用埋込型カテーテル設置				
K618	中心静脈栄養用埋込型カテーテル設置				
K034	腱切離・切除術（関節鏡下によるものを含む。）（手指、中手部又は手関節に限る。）				
K035	腱剥離術（関節鏡下によるものを				
K046	骨折観血的手術（手指、中手部又は手関節に限る。）				
K182	神経縫合術（手指、中手部又は手関節に限る。）				
K610	動脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）				
K623	静脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）				
K046	骨折観血的手術（手指、中手部又は手関節に限る。）				

K 0 3 7 腱縫合術（手指、中手部又は手関節に限る。）		K 0 3 5 ・ 2 腱滑膜切除術		含む。）（手指、中手部又は手関節に限る。）	
K 0 4 6 骨折観血的手術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 6 2 3 静脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 6 1 0 動脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 1 8 2 神経縫合術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 0 4 6 骨折観血的手術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 6 2 3 静脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）
				K 6 1 0 動脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 1 8 2 神経縫合術（手指、中手部又は手関節に限る。）
					K 1 8 2 神経縫合術（手指、中手部又は手関節に限る。）

K 0 3 9 腱^{けん}移植術（人工腱^{けん}形成術を含む。	K 0 3 8 腱^{けん}延長術（手指、中手部又は手関節に限る。）				節に限る。）			
K 0 4 6 骨折観血的手術（手指、中手部又	K 6 2 3 静脈形成術、吻合^{ふん}術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 6 1 0 動脈形成術、吻合^{ふん}術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 1 8 2 神経縫合術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 0 4 6 骨折観血的手術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 6 2 3 静脈形成術、吻合^{ふん}術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 6 1 0 動脈形成術、吻合^{ふん}術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 1 8 2 神経縫合術（手指、中手部又は手関節に限る。）	は手関節に限る。）

K 0 4 6 骨折観血的手術（手指、中手部又	K 0 4 0 腱移行術（手指、中手部又は手関節に限る。）				（手指、中手部又は手関節に限る。）			
K 1 8 2 神経縫合術（手指、中手部又は手	K 6 2 3 静脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 6 1 0 動脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 1 8 2 神経縫合術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 0 4 6 骨折観血的手術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 6 2 3 静脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 6 1 0 動脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）	K 1 8 2 神経縫合術（手指、中手部又は手関節に限る。）	は手関節に限る。）

は手関節に限る。）			は手関節に限る。）		
K 0 5 3 骨悪性腫瘍手術			K 0 8 1 人工骨頭挿入術		
K 1 0 7 指移植手術（手指に限る。）			K 0 8 2 人工関節置換術		
K 1 4 2 脊椎固定術			K 1 8 2 神経縫合術（手指に限る。）		
K 1 8 2 神経縫合術（手指、中手部又は手関節に限る。）			K 1 4 4 体外式脊椎固定術		
K 2 5 9 角膜移植術			K 6 1 0 動脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）		
			K 6 2 3 静脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）		
			K 6 1 0 動脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）		
			K 6 2 3 静脈形成術、吻合術（手指、中手部又は手関節に限る。）		
			K 2 7 9 硝子体切除術		
			K 2 8 0 硝子体茎頭微鏡下離断術		
			K 2 8 1 増殖性硝子体網膜症手術		

K 2 6 8	緑内障手術	K 2 8 2	水晶体再建術	K 2 8 0	硝子体茎頭微鏡下離断術	K 2 8 2	水晶体再建術
				K 2 8 1	増殖性硝子体網膜症手術		
				K 2 8 2	水晶体再建術		
				K 2 8 4	硝子体置換術		
				K 2 7 7 , 2	黄斑 はん 下手術		
				K 2 7 9	硝子体切除術		
				K 2 8 0	硝子体茎頭微鏡下離断術		
				K 2 8 1	増殖性硝子体網膜症手術		
K 3 1 9	鼓室形成手術	K 2 9 6	耳介形成手術 1 耳介軟骨形成を要するもの				
		K 2 9 9	小耳症手術				
		K 3 0 5	乳突削開術				
K 4 0 3	気管形成手術（管状気管、気管移植等）		悪性腫瘍 しゅよう に係る手術				
K 5 0 4	縦隔悪性腫瘍 しゅよう 手術	K 6 1 0	動脈形成術、吻合 ふん 術				

K 5 1 1 肺切除術								K 5 1 4 肺悪性腫瘍手術	
K 6 2 3 静脈形成術、吻合術	K 5 2 7 食道悪性腫瘍手術（単に切除のもの）	K 5 2 9 食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの）	K 5 5 2 冠動脈、大動脈バイパス移植術	K 5 5 2・2 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの）	K 5 6 0 大動脈瘤切除術（吻合又は移植を含む。）	K 5 0 4 縦隔悪性腫瘍手術	K 5 5 2 冠動脈、大動脈バイパス移植術	K 5 5 2・2 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの）	

K 5 5 2・2 冠動脈、大動脈バイパス移植 術（人工心肺を使用しないも の）												
K 5 5 2 冠動脈、大動脈バイパス移植術												
K 5 3 5 胸腹裂孔ヘルニア手術												
K 5 7 0 肺動脈狭窄症、純型肺動脈弁閉鎖 症手術 2 右室流出路形成又は 肺動脈形成を伴うもの												
K 5 7 2 肺静脈形成術												
K 6 1 0 動脈形成術、吻合術												
K 6 2 3 静脈形成術、吻合術												
K 7 3 4 腸回転異常症手術												
K 5 5 4 弁形成術												
K 5 5 5 弁置換術												
K 5 6 0 大動脈瘤切除術（吻合又は移植を 含む。）												
K 5 6 1 ステントグラフト内挿術												
K 5 5 4 弁形成術												
K 5 5 5 弁置換術												
K 5 6 0 大動脈瘤切除術（吻合又は移植を 含む。）												

K 5 9 4 不整脈手術 3 メイズ手術		K 6 4 3 後腹膜悪性腫瘍手術		K 6 5 5 胃切除術						K 5 6 1 ステントグラフト内挿術	
								K 7 7 2 腎摘出術		開心を伴う手術	
								K 6 7 1 胆管切開結石摘出術（チューブ挿入を含む。）			
								K 6 7 2 胆嚢摘出術			
								K 6 9 5 肝切除術			
								K 7 0 2 脾体尾部腫瘍切除術 1 脾尾部			
								切除術（腫瘍摘出術を含む。）の場合			
								K 7 1 1 脾摘出術			
								K 7 1 6 小腸切除術			
								K 7 1 9 結腸切除術			
K 6 5 5・2 腹腔鏡下胃切除術								K 6 7 1・2 腹腔鏡下胆管切開結石摘出術			
								K 6 7 2・2 腹腔鏡下胆嚢摘出術			

[illegible]

K 7 1 6 小腸切除術				K 6 9 5 肝切除術 1 部分切除		K 6 5 7・2 腹腔鏡下胃全摘術								
K 7 1 1 脾摘出術	K 6 9 5 肝切除術	K 6 7 2 胆嚢摘出術	神経芽細胞腫に係る摘出術	K 6 9 7・5 生体部分肝移植術	K 7 1 9・3 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術	K 7 1 9・2 腹腔鏡下結腸切除術	K 7 1 6・2 腹腔鏡下小腸切除術	K 7 1 1・2 腹腔鏡下脾摘出術	K 6 7 2・2 腹腔鏡下胆嚢摘出術	K 7 1 9 結腸切除術	K 7 1 6 小腸切除術	K 7 1 1 脾摘出術	K 7 0 2 脾体尾部腫瘍切除術 1 脾尾部 切除術（腫瘍摘出術を含む。）の 場合	

[illegible]

K 7 1 9 結腸切除術									
K 7 1 9・2 腹腔鏡下結腸切除術									
K 6 7 2	胆嚢摘出術	K 6 9 5	肝切除術	K 7 1 1	脾摘出術	K 8 0 1	膀胱単純摘除術 1 腸管利用の 尿路変更を行うもの	K 8 7 2	子宮筋腫摘出（核出）術 1 腹
式									
K 8 7 7	子宮全摘術	K 8 7 9	子宮悪性腫瘍手術	K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側）	1 開腹によるもの			
K 8 8 9	子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）	K 6 7 2・2	腹腔鏡下胆嚢摘出術	K 7 1 1・2	腹腔鏡下脾摘出術	K 8 7 2・2	腹腔鏡下子宮筋腫摘出（核出）術	）術	

K 7 3 4	腸回転異常症手術	K 8 7 7・2	腹腔鏡下腔式子宮全摘術
K 7 1 7	小腸腫瘍、小腸憩室摘出術（メツ	K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術（両側）
ケル憩室炎手術を含む。）（小腸		2	腹腔鏡によるもの
憩室摘出術（メツケル憩室炎手術			
を含む。）に限る。）			
K 6 7 2	胆嚢摘出術	K 6 7 2	胆嚢摘出術
K 6 9 5	肝切除術	K 7 1 1	脾摘出術
K 7 1 1	脾摘出術	K 7 9 9	膀胱壁切除術
K 7 9 9	膀胱壁切除術	K 8 0 1	膀胱単純摘除術 1 腸管利用の
K 8 0 1	膀胱単純摘除術 1 腸管利用の		尿路変更を行うもの
K 8 4 3	前立腺悪性腫瘍手術		
K 8 7 2	子宮筋腫摘出（核出）術 1 腹		
式			
K 7 4 0	直腸切除・切断術		

K 7 5 1 鎖肛手術		K 7 4 3 痔核手術（脱肛を含む。）		K 7 4 0・2 腹腔鏡下直腸切除・切断術											
K 8 0 9・2 膀胱尿管逆流手術	K 7 5 1・2 仙尾部奇形腫手術	K 7 4 6 痔瘻根治手術	K 7 4 4 裂肛又は肛門潰瘍根治手術	2 腹腔鏡によるもの	K 8 8 8 子宮附属器腫瘍摘出術（両側）	K 8 7 7・2 腹腔鏡下腔式子宮全摘術	）術	K 8 7 2・2 腹腔鏡下子宮筋腫摘出（核出	K 7 1 1・2 腹腔鏡下脾摘出術	K 6 7 2・2 腹腔鏡下胆嚢摘出術	K 8 8 9 子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）	1 開腹によるもの	K 8 8 8 子宮附属器腫瘍摘出術（両側）	K 8 7 9 子宮悪性腫瘍手術	K 8 7 7 子宮全摘術

K 7 7 3 腎（尿管）悪性腫瘍手術											
K 7 8 0 同種死体腎移植術											
K 7 9 8 膀胱結石、異物摘出術 1 経尿											
K 8 0 3 膀胱悪性腫瘍手術											
K 8 7 2	K 8 4 9	K 7 4 0	K 7 1 9	K 7 1 6	K 8 4 1	K 7 7 2	K 7 4 0	K 7 1 9	K 7 1 6	K 7 1 1	K 6 1 9
子宮筋腫摘出（核出）術 1 腹	女子外性器腫瘍摘出術	直腸切除・切断術	結腸切除術	小腸切除術	経尿道的前立腺手術	腎摘出術	直腸切除・切断術	結腸切除術	小腸切除術	脾摘出術	静脈血栓摘出術 脾体尾部腫瘍切除術 1 脾尾部 切除術（腫瘍摘出術を含む。）の 場合

[illegible]

別表第二

K 5 3 4 横隔膜縫合術

K 6 1 5 . 2 経皮的大動脈遮断術

K 9 1 2 子宮外妊娠手術							K 8 9 8 帝王切開術		
	K 8 8 8 子宮附属器腫瘍摘出術（両側）	K 8 8 6 子宮附属器癒着剥離術（両側）	1 開腹によるもの	K 8 8 8 子宮附属器腫瘍摘出術（両側）	1 開腹によるもの	K 8 8 6 子宮附属器癒着剥離術（両側）		2 腹腔鏡によるもの	K 8 8 6 子宮附属器癒着剥離術（両側）
				K 8 7 8 広靱帯内腫瘍摘出術	式	K 8 7 2 子宮筋腫摘出（核出）術 1 腹			
				K 8 8 6 子宮附属器癒着剥離術（両側）		2 腹腔鏡によるもの	K 8 8 8 子宮附属器腫瘍摘出術（両側）	2 腹腔鏡によるもの	K 8 8 6 子宮附属器癒着剥離術（両側）

別表第三

K 6 4 0	腸間膜損傷手術
K 6 4 7	胃縫合術（大網充填術又は被覆術を含む。）
K 6 5 5	胃切除術
K 6 7 2	胆嚢 ^{のう} 摘出術
K 6 9 0	肝縫合術
K 6 9 5	肝切除術
K 7 0 1	脾 ^{すい} 破裂縫合術
K 7 1 0	脾 ^ひ 縫合術（部分切除を含む。）
K 7 1 1	脾 ^ひ 摘出術
K 7 1 2	破裂腸管縫合術
K 7 2 6	人工肛門 ^{こう} 造設術
K 7 5 7	腎 ^{じん} 破裂縫合術
K 7 6 9	腎 ^{じん} 部分切除術
K 7 8 7	尿管尿管 ^{ふん} 吻合術
K 7 9 5	膀胱 ^{ぼうこう} 破裂閉鎖術

J 0 9 1	皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術	その他の手術
J 0 9 2	動脈（皮）弁術、筋（皮）弁術	
J 0 9 3	遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）	
J 0 9 5	複合組織移植術	
J 0 9 6	自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）	
J 0 9 7	粘膜移植術	
J 0 9 9 ・ 2	抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用埋込型力テール設置	
J 1 0 0 ・ 2	中心静脈栄養用埋込型力テール設置	
J 0 0 3	歯根嚢胞摘出手術	
J 0 4 3	顎骨腫瘍摘出術（歯根嚢胞を除く）	
J 0 0 4	歯根端切除手術（1歯につき）	
J 0 0 4	歯根端切除手術（1歯につき）	

。 ） （顎骨嚢胞を摘出した場合に 限る。）			
J 0 6 6	齒槽骨折觀血的整復術	J 0 0 4 ・ 2	齒の再植術
J 0 6 8	上顎骨折觀血的手術	J 0 0 4 ・ 2	齒の再植術
J 0 7 2	下顎骨折觀血的手術	J 0 0 4 ・ 2	齒の再植術